上市町統計調査員登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国及び県からの委託並びに町が実施する各種統計調査(以下「統計調査」という。)における統計調査員の選任を円滑に行うため、あらかじめ 調査員を登録し、統計調査員の確保に資するとともにその資質の向上を図ることを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「統計調査員」とは、統計法(平成19年法律第53号)第14 条に規定する統計調査員をいう。
- 2 この要綱において「登録調査員」とは、上市町において統計調査員を選任し、又は推薦する場合の候補として登録された者をいう。

(登録)

- 第3条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる者の中から適任者を選考し、登録調査 員として登録するものとする。
 - (1) 公募に応募した者
 - (2) 個人又は団体等から推薦のあった者
 - (3) 既に調査員としての経験がある者のうち、町長が適当と認めた者 (登録調査員の資格)
- 第4条 登録調査員は、次の条件を満たす者とする。
 - (1) 統計調査に対し責任をもって、調査事務を遂行できる者
 - (2) 秘密の保護に関し信頼のおける者
 - (3) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
 - (4) 町内に住所を有する者
 - (5) 申請時の年齢が満20歳以上満75歳以下の者
 - (6) その他調査活動に支障のない者

(登録の手続き)

第5条 登録調査員としての登録を希望する者は、上市町統計調査員登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。既に登録調査員として登録されている者が、第6条に規定する登録期間の終了後において継続し

て登録を希望する場合(次条において「再登録」という。)も同様とする。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた者を登録 調査員として登録する。この場合において、当該審査に面接を実施することができ る。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を上市町統計調査員登録済通 知書(様式第2号)により本人に通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録調査員の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した以後における最初の年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(登録事項の変更)

第7条 登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、上市町統計調査員 登録事項変更届(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

- 第8条 町長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録 を取り消すことができる。
 - (1) 本人からの申出があったとき。
 - (2) 第4条に規定する資格に該当しなくなったとき。
 - (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
 - (4) 統計調査に従事する者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (5) 統計調査員が病気、転居その他の事由により統計調査に従事しがたいと認められるとき。
- 2 登録調査員は、前項第1号の規定による申出をするときは、上市町統計調査員登録取消届(様式第4号)を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、第1項各号の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を上市町 統計調査員登録取消通知書(様式第5号)により本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第9条 町長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録調査員から行う。 ただし、統計調査を実施する場合の地域事情その他の事由により適格者を得られない場合は、この限りでない。 2 町長は、前項の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の 内容、調査の日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

(研修会等)

- 第10条 町長は、統計調査の円滑な実施を図るため、次に掲げる事業等の実施に努めるものとする。
 - (1) 研修会等の開催
 - (2) 統計調査の実施に関する情報の提供
 - (3) 統計調査の結果に関する資料の提供
 - (4) その他登録調査員の資質の向上に関する事業 (秘密の保持)
- 第11条 統計調査に従事した登録調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らして はならない。当該登録調査員がその登録期間を終了し、又はその登録を取り消した 若しくは取り消された後においても同様とする。

(情報の提供)

第12条 町長は、統計調査を実施するため、国又は地方公共団体から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、上市町個人情報保護条例(平成16年上市町条例第1号)第9条第2項の規定に基づき、意向確認書(様式第6号)により登録調査員本人の同意を得たうえ、当該情報の提供を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(平成24年9月20日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年9月26日告示第48号)

この告示は、公表の日から施行する。

上市町統計調査員登録申請書

年 月 日

上市町長 宛

私は、上市町統計調査員登録制度要綱第5条第1項の規定により、次のとおり上市町統計調査 員の登録を申請します。

なお、統計調査等の実施の際は、統計法その他関係法令を遵守し、責任を持って適正に調査を 行い、調査によって知り得た情報は、他に漏らさないことを誓約します。

フリガナ							
氏名				印	性別	男・女	
生年月日	昭和•平)	成 年	月	日 (Ē	 義)	
住所	(〒 −)					
連絡先電話番号	自宅	()		_		
	携帯電話 -						
	その他						
	有 ・ 無 (以下、有の場合記入すること。)						
職業の有無等	①自営業 ②会社員・団体職員 ③公務員 ④派遣社員 ⑤パート・アルバイト ⑥その他())						
	勤務地	上市町内・	上市	町外()	
	有・無(以下、有の場合記入すること。)						
調査経験の有無					回数: 回数:	口口	
調査希望地域(希望	第1希望			第2希望	2		
番号を記入)	①隣接校区まで ②自校区内のみ ③自町内以外 ④自町内のみ ⑤どこでもよい						
調査時の交通手段	①徒歩 ②自転車 ③自家用車 ④その他()						
備考	(調査活動に従事出来ない時期など。)						

(摘要)

- 1 この申込書により取得した個人情報は、統計調査員に関する事務以外の目的には使用しません。
- 2 必ずしもご希望に添えない場合もあります。

<※以下、町記入欄>

CANADA I C. A HON AINAN					
受付日・担当	登録・取消手続	番号	登録経路		
			本人希望 ・ 推薦 推薦者:調査員・自治会・町職員		

記号番号

年 月 日

様

上市町長印

上市町統計調査員登録済通知書

あなたを上市町の登録調査員として登録しましたので、上市町統計調査員登録制度 要綱第5条第3項の規定により通知します。

なお、統計調査等の実施においては、次の事項を遵守してください。

- (1) 調査に関する秘密を厳守すること。
- (2) 調査期間中は、選挙に関する活動をしないこと。
- (3) 調査と同時に、別の外交、勧誘、徴収等をしないこと。
- (4) 調査票を複写したり、他者に閲覧させたりしないこと。

年 月 日

上市町長 宛

住所

氏名 印

上市町統計調査員登録事項変更届

私は、次のとおり上市町統計調査員登録事項を変更したいので、上市町統計調査員 登録制度要綱第7条の規定により届け出ます。

変更する事項	新	旧
備考		

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

上市町長 宛

住所

氏名 印

上市町統計調査員登録取消申出書

私は、上市町登録調査員の登録を次の理由により取り消したいので、上市町統計調査員登録制度要綱第8条第2項の規定により申し出ます。

登録取消理由:

様式第5号(第8条関係)

記号番号

年 月 日

様

上市町長 印

上市町統計調査員登録取消通知書

次の理由により、あなたの登録調査員の登録を取り消しましたので、上市町統計調査員登録制度要綱第8条第3項の規定により通知します。

登録取消理由:

意向確認書

上市町では、国が実施する統計調査に関連して、登録カードに登録された登録者の 氏名等の情報について、国、都道府県、市町村から照会があった場合、統計調査が円 滑に実施されるよう、登録者の意向に従い、登録情報を提供することとしています。 上記の情報提供について、あなたの意向をお聞きします。

氏名等の登録情報を提供することに同意されますか。 (1又は2のいずれかを○で囲んでください。)

- 1 同意します
- 2 同意しません

平成 年 月 日

氏名

【趣旨】

登録いただいた個人情報の利用は、統計調査員に選任する目的の範囲内で行うこととしていますが、国が実施する統計調査に関連して、登録カードに登録された登録者の氏名等について、登録情報を保有する町統計担当課あてに国、都道府県、市町村から照会があった場合、当該機関に登録情報を提供する場合がありますので、あらかじめ登録者の同意を得るものです。